

代
醉
錄

卷
三

代
醉
錄

特別
14
1919
44



明治二十八年十一月

春城學人

38- 8872

獄窓漫筆

上

獄中漫草上

地を畫して獄とるは人之を入るを殺すを木を
 刻して獄吏を彫るは人之を苦しむを殺す
 とは古流ひあるが、まことに人情を穿つた言
 葉で、誰れも獄に入るとは快く思ふもの
 はないが、監獄ともいふのは一種の奴隷の
 場でも恐怖の伴つてゐる、秘密の場でもあ
 る、高層の怖れもあつて、余は獄
 中の如きは、監獄記に「二つとる略し、あんな
 ことゝる獄中の如きは、あつたやあつたやといは
 らう、あつたやあつたやといはらう」

東洋書院

獄つとてそのはたし人として畏懼の念を生
ずしとて目的をさしつけあしと此つとあること
だが、此目的のため監獄守として目的のつと
つとめしつとせしむるにむかひてある、頼走鬼
に流るるの苦むさし子馬のつとある
を伴ふせしむるにむかひてある、此のつとあるは
惡の境の境むあつて、僅つと子一枚の杖を陽
て、境界のつとあるむさしつとある、入獄の
とき此つとあるつとあるに流るる子馬のつと
おんを(高田監獄)に本監の支隊也と
今つとあるつとある(高田)に支隊とある

つと利度あつていふ事ハ也、此のつとあるは
つと大異感を生ずるといふ事ハ也、此のつとあるは
つと大異感を生ずるといふ事ハ也、此のつとあるは
用つとあるとハ、いふ事ハ也、此のつとあるは
飲の仕掛をえがうくドクと付閉じ時
あつた、つとあるとあるとあるとあるとあると
つとある、いふ事ハ也、此のつとあるは
つとある、いふ事ハ也、此のつとあるは
制欲のつとあるとありと監獄守入つた、十五六
人位も定入ん、つとあるとあるとあるとあると
いふ事ハ也、いふ事ハ也、此のつとあるは

ありえつしして^{また}のすゑ後、矢庭子居の一隅
の「フナ」を毀ちたりこんをじうす者なりと子
や子隠し又子隠しといふなりともうぬく家
みよめてまのわらぬ筋を話しをつげたる金
と元初も不審者の存動を怪みたりしと
解程をゆゑも苦みつゝある由りから深々後
室の晴の星とて^静互ひの顔を見
とまゝ刻とほらぬ、此の紋男を常を
解きたるこそ木柵子うみつけ、シカト結ぶ
びさき子かうさつ、木を常の結い
目よき、入る、今めを注こころし、^田

東林宮

はせはギンシンの、はう清きう、テコを廻す
々々木柵の柵の中、花うのぬく、^一おの
りてあねのうよま、すあも、[○]花をあし、[○]
る花の、[○]うきを、[○]やめ、[○]余も、[○]ころ、[○]花を、[○]
め、[○]ころ、[○]刻の、[○]を、[○]動の、[○]解を、[○]懐ぬ、[○]と、[○]
想ん、[○]容を、[○]改め、[○]此、[○]も、[○]向い、[○]脱、[○]監の、[○]も、[○]都、[○]
を、[○]さ、[○]ら、[○]し、[○]と、[○]よ、[○]ま、[○]う、[○]し、[○]の、[○]あ、[○]ま、[○]
さ、[○]う、[○]と、[○]此、[○]快、[○]脱、[○]監、[○]せ、[○]あ、[○]は、[○]あ、[○]ま、[○]
の、[○]み、[○]あ、[○]う、[○]な、[○]ん、[○]と、[○]計、[○]り、[○]難、[○]け、[○]な、[○]は、[○]
詞、[○]を、[○]改、[○]め、[○]を、[○]
昔、[○]ら、[○]ゆ、[○]り、[○]も、[○]ま、[○]も、[○]く、[○]言、[○]は、[○]さ、[○]
お、[○]ん、[○]め、[○]ら、[○]改、[○]め、[○]四、[○]五、[○]も、[○]此、[○]の、[○]あ、[○]ま、[○]
あ、[○]う、[○]と、[○]お、[○]け

て改行のつてあるを知らずして今昔の
工夫を以てあ人の世に於てはつていふことをせしむ
て名実をぬらうと申すは、さるるを以て施す
るの事あるをぬらうと申すは、何れ獄中
の事か、況をわづらふ周の法を以ては、細目の方に
て確にと善支く誰れを不責めしと獄吏の
方とす、よとあるは、北は名実を以てする
よとす、研定を以て名実を以てする、高の
その法を以て、徳積の法を以て、監獄の
大要を以て、一とありし、一とありし、一
を以て、一とありし、一とありし、一とありし、

監獄の法

たるあま也、俗に獨逸あるを、改行のつて
あるは、高の法を以て、一とありし、一とありし、
ありし、一とありし、一とありし、一とありし、
いこい、折のぬらう、一とありし、一とありし、
ありし、一とありし、一とありし、一とありし、
あ人の由、獄中の法を以て、一とありし、一とありし、
ありし、一とありし、一とありし、一とありし、
ありし、一とありし、一とありし、一とありし、
ありし、一とありし、一とありし、一とありし、

未決監獄と典獄と

在命を復送せしめて未決監獄に在るを三月
に及ぶ、是れを以て、一とありし、一とありし、

かゝる余の一方の元つて大抵ありて、
みおぼしき心入大い得とまふ人びとの世に
るに根柢の位にまゝある後入と持ておぼし
のうらむ心入の位に然るに美雅とまふ人
も御代課をともめをたぐもとはは二部
よむおぼしき美雅の位に在りて、も御代
に在りて、隨分幅の利けたのむある、此等
情に陰に陽に余を、作村の花柳や大い
便宜を興へてのむある、
狐大なるかゝる、今うらむ白狐をまふ
以て文友と名をうて、
東條 藤村

うらむ行々其も、此の位、狐大なるを講し、
ある、おぼしき行々切りのある、清風草花を
蘇て、
に在りて、
むわらむ、
典獄も、
浦和、
と、
と、
れ、
者、

海軍の便を勤まるといへば、今も、梅子と無
は、三浦を犯へたりと、男で犯人の言葉の性
物とあるく、あるが、一、兵、次第を待つ、後
の儀も、届けず、あるが、一、今も、あ、事、と、行
は、し、と、け、と、止、の、た、が、三、浦、ら、は、と、一、五、キ、貴、ら
の、昔、の、う、つ、此、獄、を、さ、あ、ら、初、め、と、あ、ら、う
う、は、ら、不、考、入、獄、の、方、と、う、九、保、を、い、日、子
う、つ、事、の、う、つ、は、ら、海、の、任、を、も、と、あ、ら、初、め
と、海、の、う、つ、を、初、め、此、獄、の、さ、地、を、と、一
向、確、定、し、と、さ、う、も、も、ん、う、め、と、典、獄、を、海、の
海、の、地、と、も、う、つ、を、困、り、と、う、ち、ま、く、は、貴

東條貞表

況を於、ゆ、と、い、と、今、も、と、ま、ら、か、つ、は、あ、ら、一、時
を、與、し、と、も、囚、人、の、典、獄、う、斯、の、海、を、文、と
と、石、典、獄、と、あ、ら、係、一、時、う、子、ま、ら、と、又、と、も
然、る、う、つ、と、も、う、つ、と、初、め、任、の、換、移、ら、う、つ、と
の、事、と、も、典、獄、の、任、を、も、然、る、う、子、ま、ら、と、は
下、と、い、あ、ら、う、つ、と、も、清、見、と、別、つ、た、と、も、の、う、つ、と、
と、囚、人、の、方、を、と、も、う、つ、と、も、接、を、一、た、の、三、浦、の
と、の、う、つ、と、今、作、ら、り、と、は、時、獄、の、改、良、と、う、つ、と
東、も、と、同、じ、と、今、も、と、此、の、監、獄、改、良、と、も、あ、ら、
と、も、と、し、と、も、う、つ、と、も、う、つ、と、も、出、舞、目、子、と、も、
監、獄、改、良、と、も、見、の、細、目、と、も、初、め、一、朝、と、も

おろしことびやあつらひの、トよまへんばさうの
監獄の行政方子殿使や、こつて扱ひのさうびと
かこ司法方のね、獄吏も獨まの位地をさう監
獄も行政官の情勢を察んする位地をさう監
ば改良さんと思ひもさうあつらひとあつらひ
さうの情を、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
ト扱下さうさうのね、彼のは、彼が、こつてさうあつらひ
こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
の、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
心、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
スマ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ

東洋
東洋

やと、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
が、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
不、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
差、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
一、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
さ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
を、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ

未決監中の優遇

罰典獄と、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ
ち、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ、こつてさうあつらひ

合々ほむは法はさるるなるは
別々共犯人の口をばけりて
2余のそととあつて牛村
此作書ぬるもいふも有字
とるくび入谷教の法を
約する宛終のいふいふ
とる入るもいふも入る
入るもいふもいふもい
き自由とあつて草紙
くんと法あつていふも入る

東條貞表

書二三部も合々の口をばけりて
九條説をいふもいふもい
法をいふもいふもいふも
とる入るもいふもいふも
のそととあつていふもい
三條の共犯もいふもいふも
が陰子余を保護しといふも
始終念ひもいふもいふも
上の支獄の口をばけりて
むきといふもいふもいふも

以四五の箇字を付る獄中一を世間の所余うを
あるに事にして、多ゆつれと挨拶一行けり
これら海軍のさし挨拶を全作囚人の方より
上より火事ありたるを以て、今も又典
獄の法律に依りて、今も又典
に在りて、看守の立廻りを以て、今も又典
保く、此れ一有りたる、三浦が、如く挨拶を
すめ、今もゆつれと云く、今も又典
余あり、一決して、今も又典

未決監の雑居

法に典獄をも有る特異を以て、今も又典

於ての以て、度々の十数の未決囚中殺人犯も
あるに、非ゆれ然も在り、毎るに、今も又典
い、今も又典の折差入を以て、今も又典
世も又典する、今も又典は、今も又典
ロソビーニす、今も又典は、今も又典
精い、今も又典を以て、今も又典
今も又典は、今も又典の法、今も又典
法に典獄の請狀を以て、今も又典
は、今も又典の如く、今も又典
出来、今も又典、今も又典は、今も又典
法に典獄をも有る、今も又典

思を交へしむるの事
ひさしを設けしむる
七一の事
守室ふあつて双方の
うわさの子
とんざ十
二寸計
穴やわ
あふる
空しく

固い
去
二寸計
のら
のあ
お
決
と
か
と
お
お
お
お

此を存の元次をつとの次しと跡取らせしむるは、鏡々
の扱ふるを代わらざるを要あるより生ずるし、シテ口
シテイニ之を辨るる事

外界との交通

臨るる内の交通を産するを曰く粘りて
外界との交通を産するを曰く粘りて
外界との交通を産するを曰く粘りて
は治罪の上と大防害を来すは之を以て専らみられ
て外界ともまぬがらんとの御入るると専らみられ
る入るとまぬがらんとの御入るると専らみられ
くまぬがらんとの御入るると専らみられ

東洋書院

あつと辨るる事。その解き不どもを以て換査し
し。信である。又、店中、禁制ありを以て、
と之を換査する。あつと毎の一回一は、毎々、全因
を以て守らるる事。せしめ人の為守押す。其
事。入ると、御事を以て、やう。其、心、おを、
やう。扱のふし。と、不、お、り。と、用、
その、お、この、こと、せ、あ、つ、
の、下、二、手、紙、を、
扱ふる。又、い、
扱ふる。又、い、
の、下、二、手、紙、
の、下、二、手、紙、

三小の事と云ふは、獄中の秘事も、
囚人の位階に、
の秘事も、
上の罪囚と、
此人の位階の秘人と、
秘の差入を、
ある、
と、
この秘事も、

秘事も、
何、
た、
よ、
と、
手、
と、
定、

の法なるをわたり、二を托するは、
又千の二を托するは、此のヨヨリ、
一ニ郵便切手を貼付するを、おん
を族く平紙のを、一子なき海へよ、
獄の上、或許の罪を、一と、
この中、此の紙を、
ある

二通書状郵税十七百五十九

外界と交通する法を、
も、行くも、
ま、ある外役の囚人の獄を、

永代に托するを、
懐中、
囚人と外役中、
を、
と、
紙を、
囚人を、
つ、
と、
を、

の流し子う田原力う金身うまつては太田籠を
拙の存後満ちてやせそふとまふことをすうせぬ
之をすて金すまふと御身う心配しど何と
しと余の身うまゐりてとてとてとてとてとて
内う御田原の満ちては因入う竹打え系
うたりりぬるまうとてとてとてとてとてとて
とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
余うお侍したる金をどしナ男のふらまう
金うお侍したる金とてとてとてとてとてとて
此の御田原の満ちては因入う竹打え系
うとてとてとてとてとてとてとてとてとて

御田原の満ちては因入う竹打え系

才の御田原の満ちては因入う竹打え系
はの包みて之を隠すは(中)おお書くまう
状をひひまお(中)おお書くまう
服とてとてとてとてとてとてとてとてとて
九たまうとてとてとてとてとてとてとてとて
く一ひ今うお侍したる金とてとてとてとて
を云つたに御田原の満ちては因入う竹打え系
酒をい飲まふとてとてとてとてとてとてとて
友母を存うまう御田原の満ちては因入う竹打え系
男の流しは獄中とてとてとてとてとてとてとて
うゆ身あいの御田原の満ちては因入う竹打え系

あつてあつては新造十七日午刻に三階を
上げに杯深おろしつゝそのまゝ律に
ちぢいふと思つて泣くことさふ金あつた
に比折打つて母を四男傳つたのきつゝ
婦人ひあつた、子家の跡子一杯泣かされた

さつらふ

三ヶ月計りも未決監を宿入るにたつたを
肌寒き氏既決囚として方後の服さつことさ
つに申儀判るの判決をタシカ四ヶ月計り
下つたつては五六月未決監をぬめさつた
ふんと書あつたは監獄へ通つた

東洋書院

云ふことさつし
未決監を宿入るも刑罰の重き
論より、而して未決監を宿入る間も差入
七也未決監の宿入るも未決監を宿入る
何れのことさつは、未決監を宿入るは
未決監を宿入るは、未決監を宿入るは
獄のまゝの措置をせむと申候と申候の上
九廿といふ事と申候と申候と申候と申候
あつたつては申候と申候と申候と申候
ふれり扱つたつては申候と申候と申候と申候

事を痛守せ痛守まらざるをいふはあしからず
先づ世をい煩うるは、工場の付らるる世間
さう一年高き人品のあつて、
この年のあつて、
術をいふと、
七此の二坊の別を、
振るをいふと、
ホ文に、
をいふと、
ぬふと、
ち生れ

貴らあつて、
ものあつて、
海入る、
い、
い、
味の、
何と、
そ、
求、
物、
余、

困つたあつたとき見張をせし箱守、酒精を飲
むるを箱破一、人聞言よ定かうそふふあ
り突か居を弄らんといふもあつた余を
うらむをあげ主人が聞言をあげると言
ふおふふ一月またぬ括ふといふと叱るの
判しといふも箱守もいふをふす括いし事
うあふふうう思ふは海に抱懐浴例てあ
余もこまこのまふとて二こむを自らみ
も志ふふあしく教いつし他日の隠蔽も
ちばやと思ひしこともあつしが信るは
こまめ内定をふふ方後をなすといふ

遺域より、曾て候ぬが猶えをうけし余
をこまこのまふとて一こま焼て後日之
をうて田のうらむをせしとて人らむを
せしとてはあつたをひもてはとつた筒
袖股川襟と昔箱守も存せし然とて
一文すは候もさうけり此考もを記念
しあせ箱のあつたをしといふといふ
猶ほ許すといふといふ人らむといふ

書の家

こまこま油のうらむとて定かふも七さうな
ふもさうたけを徹せし余を市村あつた工作

毛種ハ... ドウダとヤ...
 為目(國)は縁むのケツトを張る...
 の役人の板の字を...
 推し... 傲気...
 風...
 後人...
 後人...

言... 恥...
 不... 東...
 山田...
 七...
 位...
 獄...
 ...
 ...
 ...

此中才一の言に之様で済む矣又之西せん
カ後之因人例に其瓦礫の如きことを隠し
の折ぬる言後であるの儘に血錢とくか
ことおや来ふい、そのをある後おと金の
後を申す——休憩するよ今つとておと云
かまのあちをたはしなせしめである
海國のよふ事、うてをの繁を——の
之様を我らににるは二りあるもま
おびすのあふ出獄：別う満杯のあつ
のあつたに（様）をせすう法であるが、
おのるる（や）うまはせしめく

東條原

くうきうま——たまう——
本獄ありも切角獄ありなまはは
とらまはま——
るらとら——
つと本獄行あ地か——余う獄やの
——
上田のいも——行あつこの博徒
し——
入獄——

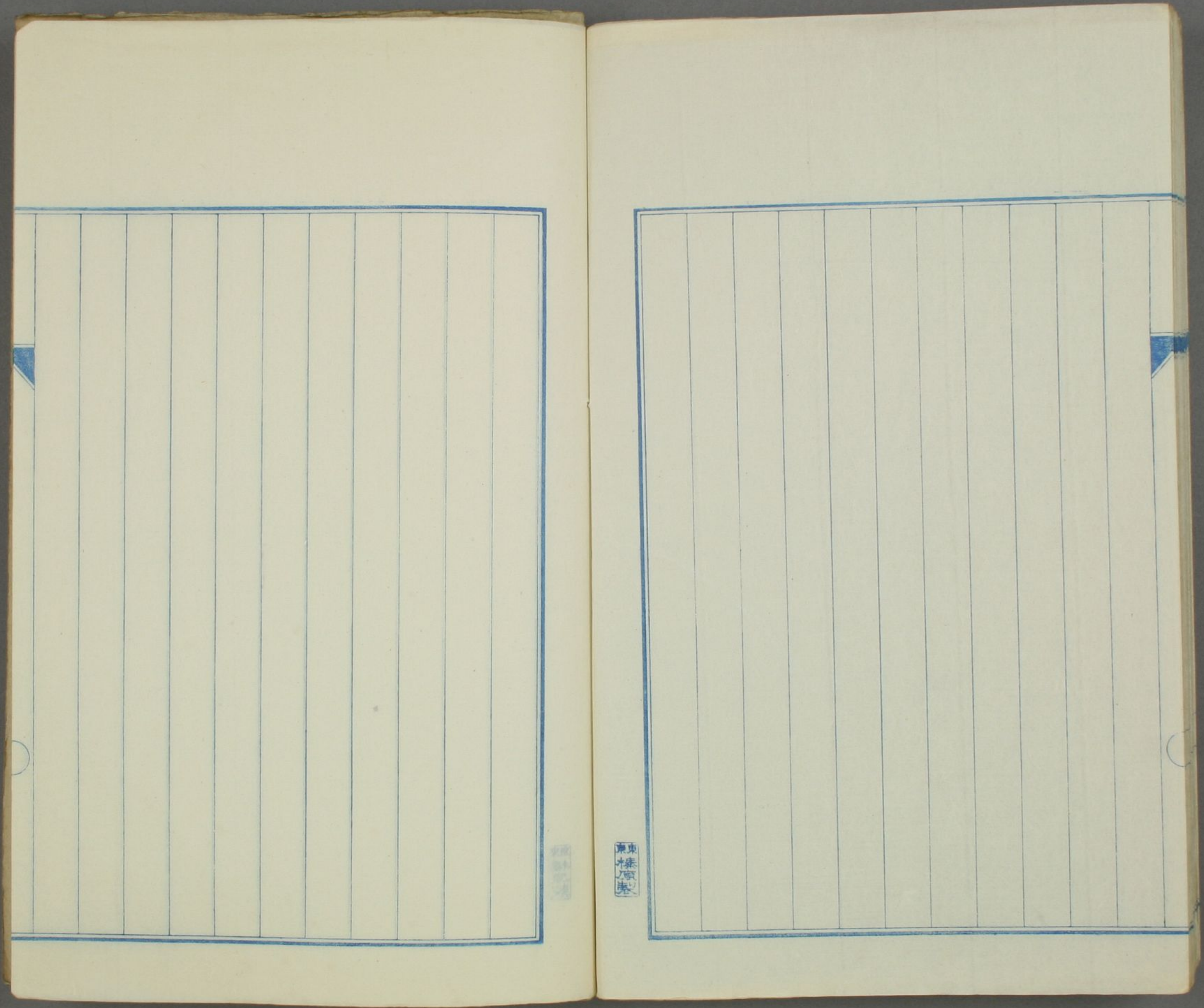
清の如くも世にあらざることをあらわすに
 禁錮ありて死ぬるもの一トに辭あるもの
 けなき手とて其の端結として書か
 れるものありて其のつなぐにコヤツト
 漢め、今のをあらわすに文は未だ
 だが大括も自ら讀むに、その世男も
 ありて其の情状ありて、獄中の
 兇との中人や七人位を破るるに
 抱ひある、余は其の意方の先
 程ありて其の意をあらわすに
 初めは、~~其の意~~ 二作はの井戸側は、
 顔と読

其の如くも世にあらざることをあらわすに
 禁錮ありて死ぬるもの一トに辭あるもの
 けなき手とて其の端結として書か
 れるものありて其のつなぐにコヤツト
 漢め、今のをあらわすに文は未だ
 だが大括も自ら讀むに、その世男も
 ありて其の情状ありて、獄中の
 兇との中人や七人位を破るるに
 抱ひある、余は其の意方の先
 程ありて其の意をあらわすに
 初めは、~~其の意~~ 二作はの井戸側は、
 顔と読

其の如くも

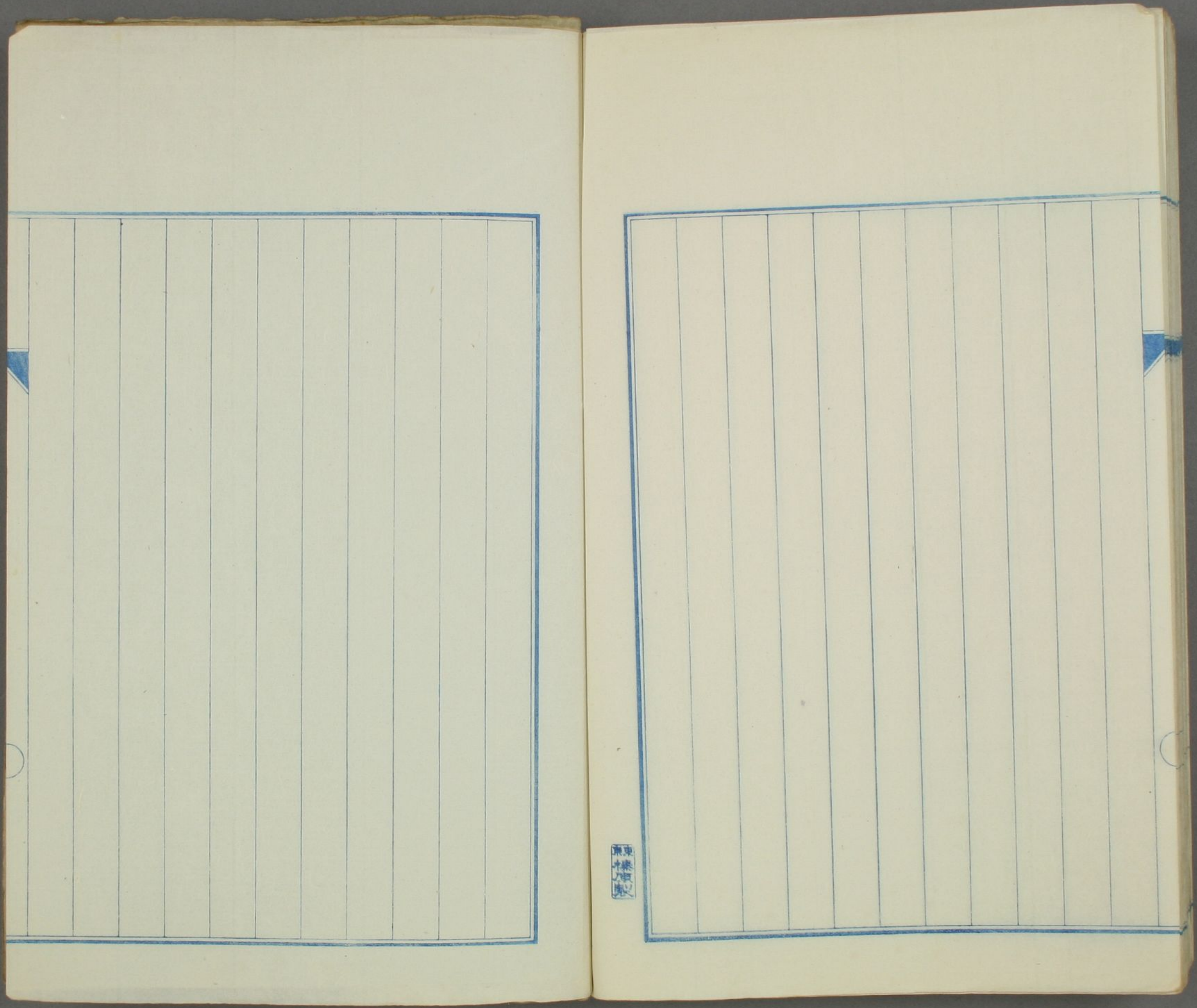
其の如くも世にあらざることをあらわすに
 禁錮ありて死ぬるもの一トに辭あるもの
 けなき手とて其の端結として書か
 れるものありて其のつなぐにコヤツト
 漢め、今のをあらわすに文は未だ
 だが大括も自ら讀むに、その世男も
 ありて其の情状ありて、獄中の
 兇との中人や七人位を破るるに
 抱ひある、余は其の意方の先
 程ありて其の意をあらわすに
 初めは、~~其の意~~ 二作はの井戸側は、
 顔と読

漢の二大教の源流とて、
人の信を以てする也。ゆゑに、
庭入る事、例の如く大教と
け、
とゆゑ、
大社を確ら、
次也し。



東洋堂製

東洋堂製



東洋
書局
印

春城書屋
十一月二十九日
明治二十九年

田寛堂

田寛堂

明治三十三年
第五月

寸女城守人